

答 申 第 1 4 号  
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 1 4 号  
平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書非公開決定」に係る  
審査請求

別 紙

諮問番号：諮問第 1 4 号

答申番号：答申第 1 4 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件事案について、高崎市監査委員が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成 14 年高崎市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成 29 年 8 月 21 日付けで「第 70-1 号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」に関し、「①●●の管理者は、誰に審査請求人の母の施設サービス計画の作成に関する業務を担当させたのかが分かる情報、②特に入所 4 について分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 8 月 23 日付けで、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成 29 年 9 月 4 日に、本件請求に係る行政文書について、行政文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（公開しない理由）

高崎市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当  
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成 29 年 9 月 8 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

## 6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年12月8日付けで反論書を提出した。

## 7 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

## 8 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年2月13日付けで意見書を提出した。

## 第3 争点

本件請求に係る行政文書について、条例第7条第1号に掲げる情報が記載されていることを理由に非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、本件処分に際し、公開しない理由を条例第7条第1号に規定する非公開情報「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するとしているが、高崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（平成24年高崎市条例第45号）第16条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の9の規定により、施設サービス計画を作成する介護支援専門員は、関係者から請求があったときには、介護支援専門員証を提示しなければならないとされており、これは、条例第7条第1号アで非公開情報から除いている「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるものであるから、入所者の家族である審査請求人は当然に知る権利があり、

知らなければならない。

## 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

### (1) 本件請求に係る行政文書について

本件請求において請求人が公開を請求した行政文書は、介護老人保健施設に入所した請求人の母のための、施設サービス計画を作成した担当者を特定できる情報が記載されている文書と解し、住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護老人保健施設職員から聴取した内容を記録した議事録（以下「本件対象文書」という。）と特定した。

### (2) 非公開の考え方について

請求人が求める施設サービス計画作成業務の担当者を特定できる情報は、条例第7条第1号の個人情報に該当し、非公開としたものである。なお、当該情報は、非公開情報からの除外規定である条例第7条第1号のアからウのいずれにも該当していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

#### (1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 実施機関は、本件処分において、公開しない理由について、本件対象文書に条例第7条第1号に掲げる情報が記載されている旨主張している。一方、請求人は、本件対象文書に記載されている情報は、条例第7条第1号アに掲げる情報に該当し、本件対象文書は公開されるべきものであると主張することから、審査会においてその当否を検討する。

イ 条例第7条は、同条各号に掲げる非公開情報が記載されている場合を除き、請求に係る行政文書を公開する旨を定めており、同条第1号では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非公開情報と規定し、その除外規定として、同号アにおいて「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非公開情報としないとしている。

ウ 本件対象文書には、施設サービス計画を作成した経緯が記載されており、そこに記載されている介護支援専門員についての記述（以下「本件情報」という。）は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を

識別することができるもの」であり、非公開情報に該当する。

エ 一方、請求人は、本件情報は、条例第7条第1号アで非公開情報から除いている「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、本件対象文書は公開されるべきものと主張する。そこで、本件情報が、条例第7条第1号アに該当するか否かについて検討する。

オ 請求人は、本件情報が条例第7条第1号アに該当する根拠として、「介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。」という介護保険法第69条の9の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報である旨を主張する。しかし、当該規定は、介護支援専門員に対して、その業務を行うに当たり、関係者から求められた際に、介護支援専門員証の提示を義務付けるものであり、業務遂行上の関係者以外の者にまで、介護支援専門員証を提示する義務を課しているものではない。

カ よって、本件対象文書に記載された本件情報は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされている情報」に該当するとは言えず、また、「公にすることが予定されている情報」に該当するとも言えない。

## (2) 本件対象文書について

ア 実施機関は、本件対象文書を住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護老人保健施設職員から聴取した内容を記録した議事録と特定している。

イ 監査委員の職務権限を定める地方自治法第199条第8項には「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる」と規定されている。しかし、この規定に基づく調査は、任意調査であり、強制力を伴わないため、監査委員は関係人との信頼関係に基づいて、資料の収集や調査を行っており、監査が円滑に行われるためには、関係人の任意の協力が不可欠である。

ウ 関係人は一般に、監査結果が公表されることは認識していたとしても、自分が陳述した内容や提供した資料が、そのままの形で公開されることを前提として、陳述や資料の提供を行っているものではないと考えられるため、このような情報を監査委員が一方的に公開すると、今後、監査委員が実施する同種の監査において、関係人等が陳述や資料提供等を躊躇するなどの非協力的な対応を取ることで、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるなど、監査事務の公正又は適正な実施を著しく妨げるおそれがあると認められる。

オ よって、本件対象文書は、条例第7条第4号の「市の機関の内部又は

相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するので、いずれにしろ公開しないのが相当である。

## 2 結論

以上のことから、本件処分について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の審査請求書、反論書及び意見書におけるその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の処理経過

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日	調査・審議
平成30年2月13日	請求人からの意見書を受領
平成30年3月29日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査・審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行